

平成 25 年 4 月 26 日

公認会計士・監査審査会

平成 25 年度の審査基本計画及び検査基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、審査及び検査の基本方針に掲げた視点及び目標を基本として、審査及び検査を実施する。

我が国経済をみると、景気は、一部に弱さが残るものの、このところ持ち直しの動きがみられる。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）を巡っては、近年の大手上場企業における会計不正事案をはじめとして、数々の虚偽記載事案が発覚している。こうした中、企業統治との関連で、会計監査のあり方についても、厳しい指摘が寄せられている。

このような状況を受け、監査における不正リスク対応基準の設定や新たな法令諸基準の適用等のほか、被監査会社の海外展開に対する対応など、監査事務所として考慮すべき事項が見受けられる。

こうした中で、企業統治を確立し、金融・資本市場に対する投資者の信頼を確保して、我が国経済の発展を図る上では、企業財務情報の適正な開示が不可欠であり、会計監査の役割はますます大きくなっている。

一方、監査事務所の監査業務の運営の状況についてみると、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューの結果、大部分の監査事務所については、限定事項のない結論となっているものの、初めて品質管理レビューを受けた監査事務所では、限定事項付き結論となる割合が比較的高い傾向にあることが認められるほか、上場会社監査事務所の登録に至らず、継続審査となる監査事務所も認められる。

また、審査会検査の結果、金融庁長官に対し行政処分その他の措置を講じるよう勧告した、業務運営が著しく不当であると認められる監査事務所もみられる。

以上のような情勢を踏まえ、平成 25 年度において、以下の審査基本計画及び検査基本計画を策定する。

これらの基本計画を実施するために必要な審査及び検査の態勢については、国内外からの情報を分析し対応を図ることができる高度で多様な専門性を備え

た人材の登用に加え、会計・監査に係る国際的な動向のほか会計・監査を巡る主要な課題にも留意した研修等を関係先とも連携しながら実施することにより人材の育成を進めるなど、一層の充実を図っていく。

1 審査基本計画

審査の基本方針に基づき、協会の品質管理レビューに係る報告等のほか、協会、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先との間で、必要な情報を共有する取組みを一層強化することで、様々な情報を活用し、監査事務所や個別監査業務に係るリスクを的確に把握する審査を行い、以下の協会の品質管理レビューの検証や監査事務所に対する重点的検証を実施する。

(1) 協会の品質管理レビューの検証

協会の品質管理レビューについては、

- ・ 大規模監査法人等の被監査会社である大手上場企業において会計不正事案が発生していること
- ・ 平成 23 年度から一定規模以上の預金等総額を有する信用金庫等の監査業務が品質管理レビューの対象とされたことなどから、新たに品質管理レビューの対象となる監査事務所が増加していること
- ・ 新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所については、限定事項付結論となる割合が比較的高く、審査会の検査で勧告となる事案も発生していること

等の状況を踏まえると、より一層の実効性向上が図られることにより、監査事務所における適切な監査の品質管理の定着がなされと考えられる。

また、業界横断的な問題への対応も含め、協会においては、強力な指導性が発揮されることが期待される。

こうしたことから、協会における自主的な事務改善の状況も含め、品質管理レビュー制度の適切性について総括的に検証する。

(2) 重点的検証

監査業務の適正な運営について、監査事務所に対してその適切な定着を促す観点から、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、品質管理に関する指摘が広範に認められるなどの監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、中小規模監査事務所を中心にみられがちな業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証する。

2 検査基本計画

検査の基本方針に基づき、海外監査監督機関との密接な連携等を通じて、深度ある検証の実施や専門的な問題に対する検証手法の取り込みを図るとともに、検査対象先である監査事務所との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努める。

その際、業務改善に向けた優れた取り組み等が認められる場合には、当該取り組み等も含めて評価することとする。

そのために必要な検査班の編成や運用を弾力的に行っていく。

また、検査結果については、監査事務所から協会への検査結果通知書（写し）の提出等を通じて、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促していく。

さらに、検査で確認された事例等を抽出し、監査事務所だけではなく市場関係者等の取り組みの参考情報として活用されることを期待して、検査結果事例集等として取りまとめ、説明会等を通じて、協会等の関係先に積極的に発信していく。

なお、企業会計審議会から公表された監査における不正リスク対応基準及び当該基準に係る協会の実務指針等への対応について検討することとする。

（1）大規模監査法人等に対する検査

上場会社 100 社以上を被監査会社とする監査法人又は常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人については、資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、協会からの監査業務の運営の状況の調査結果報告に係る審査結果に基づき、原則として検査を実施する。

このため、本年度においては、

- ・ 監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動等を踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、当該リスクの所在を的確に分析し検証項目を絞り込むことにより、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てたメリハリある検証
- ・ 組織の末端までの品質管理の定着の状況についての検証
- ・ 監査役とのコミュニケーション等、これまでの審査・検査を通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証

- ・ グループ監査における構成単位の監査人（特にメンバーファーム）とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ 監査を取り巻く環境等を踏まえて監査法人に求められる業務管理体制の整備状況の検証

などに積極的に取り組むこととする。

なお、審査・検査を通じて把握した業界横断的な問題等について、品質管理の状況に応じて、意見交換等を行うなど効果的な対応を図ることとする。

また、上記監査法人以外で、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査事務所については、その業容等に留意し、協会からの調査結果報告に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じ、上記監査法人への取組み等も勘案して検査を実施する。

（２）中小規模監査事務所に対する検査

中小規模監査事務所については、監査契約の締結、業務管理体制の整備、品質管理レビューに対する改善への取組み等の状況の検証・確認を効果的かつ機動的に実施することとし、協会からの調査結果報告に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

このため、本年度においては、

- ・ 中小規模監査事務所の体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する責任といった問題点に留意した検証
- ・ 新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所における品質管理の状況についての検証
- ・ 十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
- ・ 監査役とのコミュニケーション等、これまでの審査・検査を通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ 審査等を通じて把握した問題についての検証

などに積極的に取り組むこととする。

3 審査及び検査の事後的な対応

検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて、品質管理の状況を確認・検証する。その際、金融庁の監督当局と緊密に連携し、不備の内容や重要性に応じた確認・検証に努める。

また、当該確認・検証の結果については、協会からの調査結果報告に係る審

査に際して活用することにより、検査の実効性・効率性を高めるなど、審査及び検査のシームレスな運用を行う。

さらに、審査及び検査の結果については、監査事務所における自主的な改善だけではなく、全体像を俯瞰して業界横断的な問題等を検査結果から抽出するような深度ある分析を行い、協会、金融庁の関係部局等との間で、積極的な意見交換や情報発信等を行うなどして、監査の品質の確保・向上を図っていく。